


◎表示記号解説

状態	傷	凹凸	曲がり	波跡	さび	腐食	亀裂 破れ	穴	交換	変色 退色	跡	文字
略称 記号	A	U	B	W	S	C	T	H	X	P	M	L

※修復歴の表示方法は、該当箇所に修復歴マーク—Mを記入する。

外板価値減点①は—XM①、外板価値減点②は—XM②を記入する。

◎表示記号解説

項 目	外 装 減 点 (パネル単位)	表 示 記 号
価 値 減 点	①波状の修理跡 ②交換跡	W10 XM10
塗 装	①傷 ②さび ③変色、退色 ④文字 ⑤指定色（※特記欄記載） ⑥テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着（※特記欄記載）	カードサイズ 未満 小 大 A10 ・ A20 ・ A30 S10 ・ S20 ・ S30 P10 ・ P20 ・ P30 L10 ・ L20 ・ L30 - - P30 P10 ・ P20 ・ P30
板 金	①板金を要する凹み ②取外し穴 ③腐食 ④波状の修理跡があり、仕上げ悪く補修が必要	カードサイズ 未満 小 大 U10 ・ U30 ・ U50 - H30 ・ H50 - C30 ・ C50 - W30 ・ W50
交 換	①板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 ②凹凸がしわ状になっているもの ③パネルのフレームが曲がっているもの ④波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの ⑤腐食（4個以上）、1cm以上の腐食のあるもの ⑥取外し穴でカードサイズ以上のもの ⑦亀裂でカードサイズ以上のもの	UX70 UX70 BX70 WX70 CX70 HX70 TX70
複合する 場合	①価値減点と価値減点（波状の修理減点と交換跡がある場合） ②修理減点と価値減点（波状の修理跡） ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合 ③板金減点と塗装減点（※板金記号を先に記入する） ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合	W10、XM10 と記入 U30、W10 と記入 U50、W と記入 UA30・UA50 と記入 UA50 と記入

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則				
外板	塗装	塗装を要する面積の減点区分（パネル単位）				
		カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
		〔大〕	A4サイズ以上			
	板金	細則				
		1) 塗装を要するもの 傷、さび、変色、退色、文字、指定色、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着				
		2) 塗装減点の算出で同一パネルに複数ある場合、それぞれを合算し、塗装減点〔大〕を上限とする				
		板金を要する面積の減点区分（パネル単位）				
	交換	カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
		〔大〕	A4サイズ以上1/2未満			
		細則				
バンパースポイラー	修理・交換	次の各項目に該当するものは交換の減点を適用する				
		1. 板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上				
		2. 凹凸がしわ状になっているもの				
		3. パネルのフレームが曲がっているもの				
		4. 波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの				
	5. 腐食（4個以上）、または1cm以上の腐食のあるもの					
	6. 取外し穴でカードサイズ以上のもの					
	7. 亀裂でカードサイズ以上のもの					
8. その他損傷がはなはだしいもの						
ガーニッシュ	修理	カードサイズ未満	修理〔小〕	修理〔大〕	交換	
	交換	すり傷、さび	10	カードサイズ以上 A4サイズ未満	A4サイズ以上	—
バンパースポイラー	修理・交換	凹み、曲がり、ふくらみ	10	—	—	カードサイズ以上
		ささくれ	—	—	A4サイズ未満	A4サイズ以上
		亀裂	—	—	カードサイズ未満	カードサイズ以上
		腐食	—	1cm未満 1個	1cm未満 2～3個	1cm未満 4個以上
		不要（取外し）穴	—	—	—	1cm以上
細則		バンパ及びスポイラーに修理が複数ある場合は、それぞれ合算し修理〔大〕を上限とする。				
ガーニッシュ	修理	1cm以上カードサイズ未満のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ				
	交換	カードサイズ以上のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ及び亀裂、不要穴				

※リベット止め外板及び接着剤等の接合は、溶接接合と同様の取扱いとする。

※ささくれ=表面が削れていて素材がめくれているもの

(3) 輸入車・乗用車系 (3、5、7、8ナンバー)

区分	箇所	適用係数	みなし修理費							
			特	I	II	III	IV	V	VI	
外板 価値減点	①	連続するネジ止め外板 (交換)	0.6	1050	540	450	360	260	200	150
	②	フロントパネル交換 ラジエーターコアサポート交換 (溶接) ボデイサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	1540	790	660	530	370	290	220
修復 歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	3500	1800	1500	1200	850	650	500
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ (ピラーから) リヤサイドメンバー交換	1.3	5600	2900	2400	1900	1350	1050	800
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	9100	4700	3900	3100	2200	1700	1300

細則

1. 修理概算額

1) 修理済車

みなし修理費とする。但し、修理明細書のある場合は、明細書の金額 (消費税除く) からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とすることができる。

2) 未修理車

見積書の金額 (消費税除く) からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とする。但し、特例として「みなし修理費」とすることもできる。

2. 修理済車、未修理車共通

- 1) 交換跡・修理跡のある箇所又は修理・交換を要する箇所により、ランク・係数を定める。
- 2) 同一部 (車両の前部・側面・後部) に重複している場合は、重いランク・係数を適用する。
- 3) 車両の他の部に離れて、外板価値減点、修復歴減点を要する場合、それぞれの修理概算額を合算し、ランク・係数はいずれか重い方を適用する。
- 4) 修理度合いの悪いものは、修復歴 (外板価値) 減点と再修理減点を適用する。
- 5) 外板価値減点及び修復歴減点をとったときは同種の修理跡について、他に価値減点をとってはならない。

3. 減点の算出方法

$$\sqrt{\text{基本価格} \times \text{修理概算額}} \div 4.8 \times \text{係数} = \text{減点点数}$$

(小数点以下第一位四捨五入)

4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い

- 1) 原則として外板価値減点②を適用する (クランプ跡のみを含む)。
- 2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。
- 3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点 (大) (50点) を上限とする。
- 4) 「小さな損傷」は、修理減点、価値減点10点又は外板価値減点②を適用する。

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③パンパステーター取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④IBOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、亀裂又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ③スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、又はその修理跡があるもの

①クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。

②修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム付き車等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。

③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。

④小さな損傷の大きさはカードサイズ（8.5cm×5.4cm）未満とする。